

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第790号)

平成22年10月22日

横 情 審 答 申 第 790 号

平 成 22 年 10 月 22 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年6月7日建総第138号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書の横浜市職員の「懲戒処分申立書」を検討した内部文書一式」
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書の横浜市職員の「懲戒処分申立書」を検討した内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書の横浜市職員の「懲戒処分申立書」を検討した内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 平成15年10月に異議申立人（以下「申立人」という。）から提出された懲戒処分申立書を受理した後、関係者に確認する等の調査・検討を行ったところ、懲戒処分に当たるような事実やその疑義はないと判断した。したがって、総務局人事課（当時。現在の総務局人事組織課）への報告、申立人への回答は行っていない。

また、これらの対応を決定する過程は、すべて口頭で行われ、文書を作成することとはなかった。

(2) 懲戒処分申立書自体は、実施機関が検討、記録した書類ではないので、対象行政文書として特定していない。

(3) 申立人は、申立人に対して送付した平成16年2月の市民局広聴課（当時。現在の市民局広聴相談課）の文書及び平成17年3月の建築局総務課の文書の記載から、調査・検討が口頭で行われたとの説明は虚偽であると主張しているが、前記(1)の事情から、文書は作成していない。

(4) よって、本件申立文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に該当し非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、

次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「受領した「懲戒処分申立書」に関する事実確認、相談等については、当該局において口頭で行っており、当該開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため」という理由で非開示になっているが、それは虚偽である。
- (3) 平成15年10月に申立人が懲戒処分申立書を総務局秘書課（当時。現在の都市経営局秘書課）に持参したところ、秘書課の職員に市民局広聴課へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (4) その後、市当局から申立人に何ら連絡がなかったので、平成16年2月に再度広聴課を尋ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局区の不祥事防止対策委員会に関する案件と判断したため、建築局に回送したと説明された。さらに、建築局総務課の係長から申立人に連絡するように依頼した内容の市民局広聴課が作成した文書を受領した。
- (5) ところが、建築局総務課の係長から何の連絡もなかったので、市民局広聴課の係長に電話で催促したところ、1年以上経過した平成17年3月に建築局総務課の係長から懲戒処分申立書の回答については、文書で3月中に回答するという内容の文書（以下「回答約束文書」という。）が送付されてきた。
- (6) その後、何の連絡もないことから、申立人は本件請求を行った。非開示の理由に「当該局において口頭で行っている」という理由は、事実と反する虚偽の理由であることが明白であり、市関係当局の証拠隠滅の行為は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の違法行為である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成15年10月に実施機関に提出した「懲戒処分申立書」に関して、実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書であると認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成22

年9月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 市民から特定の職員に対する懲戒処分を求める文書が提出された場合、一般的な事務手順があるわけではない。通常は、当該職員が所属する区局の総務課で事実関係等を調査した上で、懲戒処分に相当する事実があったと認められた場合やその疑義がある場合は、総務局人事組織課あて報告する等の対応を行っている。

(イ) 本件請求を検討するに当たって、関係書類を探したが該当する文書はなかった。また、申立人が平成20年6月に本件請求と類似した開示請求を行っていたため、当該開示請求にかかわった前任者にも確認したところ、当時確認した経緯や内容等に間違いはないという次のような回答を得たとのことであった。

平成15年10月に懲戒処分申立書を受けて、関係者に確認する等して調査・検討したところ、懲戒処分に当たるような事実やその疑義はないと判断した。したがって、総務局人事課には報告せず、申立人にも回答をしなかった。また、これらの対応を決定する過程はすべて口頭によって行われ、文書を作成することとはなかった。

(ウ) また、回答約束文書を申立人に交付し、懲戒処分申立書に対して平成17年3月中に回答するという意思表示をしたのは事実である。しかし、回答約束文書の作成者に確認したところ、同時期に申立人から提出された複数の開示請求や異議申立ての案件があり並行して業務を行っており、申立人との口頭のやりとりがあった中で、文書での回答を失念してしまったとのことであり、実際には文書での回答は行っていない。

ウ 以上の実施機関の説明は、回答約束文書を申立人に交付しながらも、実際には懲戒処分申立書に対する文書での回答を行っていないという矛盾点があるが、そのような対応の是非はともかく、懲戒処分申立書に関して実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書が作成されたことを示す事情は認められない。また、回答約束文書は調査や検討などについて記録された文書ではないから、実施機関が当該文書を対象行政文書として特定していないことに問題はない。

エ したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成していないという実施機関の説明に対して、特段不自然な点を認めなかった。

オ なお、当審査会としては、本件申立文書が存在しないことは既に答申した案件において述べているにもかかわらず、類似した開示請求及び異議申立てが繰り返

されていることは誠に遺憾とするところである。したがって、実施機関におかれては、懲戒処分申立てに係る取扱いについて申立人に十分に説明されることを切に要望するものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|-------------------------|
| 平成22年6月7日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成22年6月18日 (第104回第三部会) 平成22年6月23日 (第173回第二部会) 平成22年6月24日 (第169回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成22年7月16日 (第105回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年8月2日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成22年8月6日 (第106回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年9月3日 (第107回第三部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成22年10月1日 (第108回第三部会) | ・審議 |